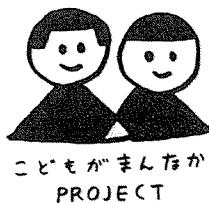


認定こども園アンケート調査結果

全日私幼連

認定こども園対策委員会

平成 23 年 10 月



■ 目次

今回の認定こども園アンケートについて ······	P 2
保育に欠ける子 0 ~ 2 歳児の園児数の割合・施設の定員について ······	P 3
こども園の認定を受けて良かったこと ······	P 4
認定こども園をめぐる問題点について ······	P 5
園を経営する上での課題や問題点 ······	P 6
安心こども基金について (幼稚園型) ······	P 9
保育園運営費単価 (幼保連携型) ······	P 10
その他運営費にかかる意見 ······	P 11
認可およびその他補助金について ······	P 12
預かり保育の更なる充実のために ······	P 15
認定こども園アンケート表 ······	P 16

今回の「認定こども園アンケート」について

平成23年10月

認定こども園対策委員会

委員長 坪井 久也

1. 目的

- ① 認定こども園制度開始から約5年が経過し、全日本私立幼稚園連合会として認定こども園の実態把握の必要性を感じていること
- ② 認定こども園制度自体の改善及び子ども子育て新システムへの提言材料としたい
- ③ 全日本私立幼稚園連合会の加盟全園に、認定こども園の実態について情報発信する必要がある

2. 対象園

私立幼稚園が設置する幼保連携型および幼稚園型の認定こども園

都道府県数 43都道府県（上記の対象園がない4府県を除く）

対象園数 約600園（幼保連携型 約400園、幼稚園型 約200園）

3. 回答園数 317園

4. 依頼方法及び回収方法

都道府県団体事務局を通して認定こども園を運営する私立幼稚園に依頼し、回答も
都道府県団体事務局を通して全日私幼連事務局に送付していただいた

5. 回答結果

問1. 都道府県 37

問2. 施設類型 幼保連携型192園 幼稚園型125園

問3. 施設等の名称

問4. 園児数（保育に欠けない子、保育に欠ける子、0～5歳年齢別）

別紙

問5. 施設の定員数と教職員数（幼稚園施設、保育園施設別）

別紙

問6. 教職員の人事交流を毎年行いますか

行う 214園 行わない 45園 その他 53園

問7. 給料等の待遇面（施設間）で差がありますか

ある 65園 ない 226園 その他 20園

問8. 認定こども園の認定を受けて良かったことをお答えください

別紙

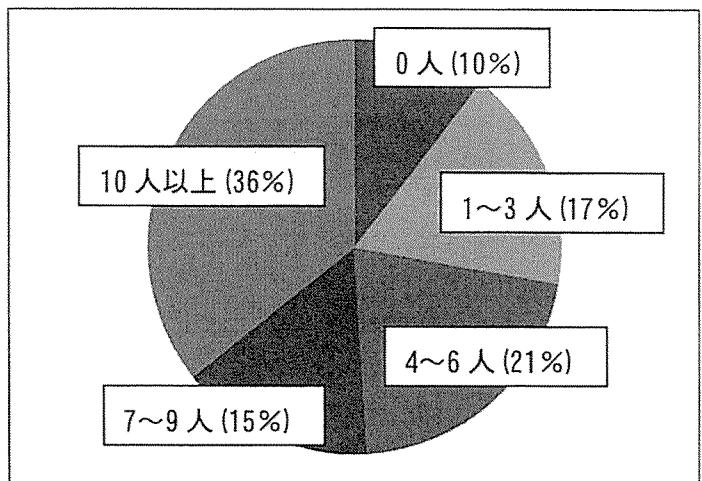
問9. 認定こども園をめぐる問題点についてお答えください

別紙

問10. 園を経営する上での課題や問題点をお教えください。

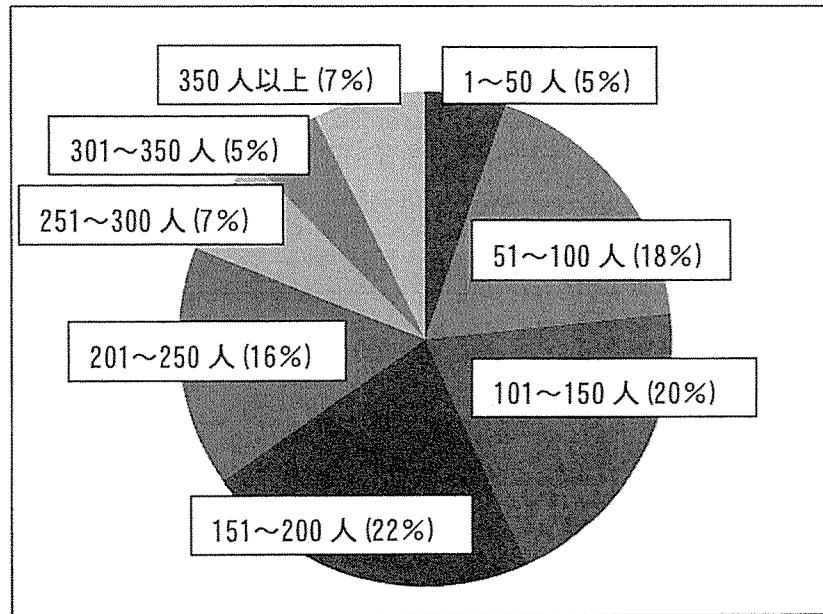
別紙

問4、保育に欠ける子0～2歳児の園児数の割合



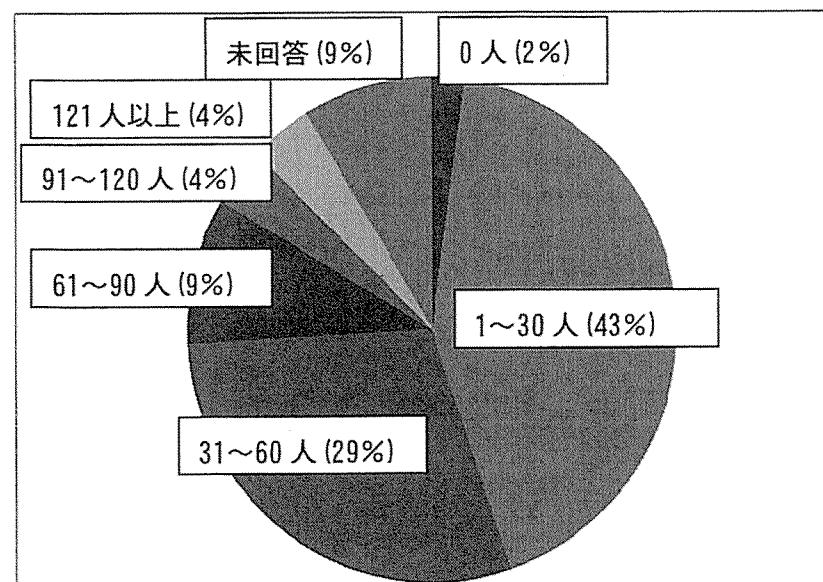
●認定こども園内の保育に欠ける0才～2歳児については、10人未満（1～9人）の園が53%、10人以上いる園数が36%、一方保育に欠ける0～2歳児がいない園も10%あった（幼稚園単独型のような）

問5、施設の定員について 幼稚園施設定員の割合



●認定こども園を運営する幼稚園の現状（定員制）からみると幼稚園定員1～100人が23%、101～200人が42%、201～300人が23%、301人が12%となりました。今回のアンケートの幼稚園定員の中央値（50%）は151～200人の中に入り、実際の私立幼稚園定員の平均203.7人（平成21年経営実態調査調べ）と比較すると、認定こども園を運営する私立幼稚園の規模は、やや小規模な幼稚園が多いことが窺えます。

保育園施設定員の割合



●保育園施設定員からみると、1～30人の43%（135園）と小規模保育園が最も多く、31～60人も29%（93園）と続き、60人以下で72%、と全体の4分の3近くを占めている。61人以上の比較的大規模保育園の17%（55園）ある一方で、0人が2%（7園）、回答なしも9%（27園）あり、合計11%となる。

問8、こども園の認定を受けて良かったこと

①子どもにとって良かったこと

- ・異年齢との関わりという観点からは、年齢層が広がり子どもたちには良い刺激になっている
- ・集団が大きくなり友達が増えた
- ・幅の広い友達関係を持つことができコミュニケーションが増えた
- ・保育に欠ける、欠けないにかかわらず幼稚園教育を受けることができる
- ・小さな子どもと触れ合いで、労りの心や思いやりの心、優しさなど内面的な成長の芽生えがある
- ・0歳から一貫した施設で長期的な視点で教育を行うことができる

②保育者にとって良かったこと

- ・発達（0～5歳）による援助の在り方の理解が深まり、成長過程や家庭環境が分かる
- ・1人の子どもについて長いスパンで関わる、子どもの成長をより喜べる
- ・成長の連續性という観点から子どもを援助でき、保育者の質が高まる
- ・保育計画を0歳からの育ちの中で見直せた（適切な保育内容も見直せた）
- ・1人の子どもの生活全体を捉えながらその子にあった保育を行える
- ・基本的生活の見直しができ、幼稚園の保育時間とは違う子どもの姿を見られる
- ・子どもの発達やその時その時の養護と教育の在り方を学び合える
- ・教育・保育・食育・安全管理について職員間の共通理解の充実を図ることができた
- ・幼児教育、保育、子育て中の母親の葛藤、事業の役割等、新しい視点に目を向けることができた
- ・地域作りに貢献できた
- ・在宅を含む「すべての子どもの最善の利益」を大切にし次世代育成をミッションとする
- ・教職員の数が増え、教材や行事の準備等も分担でき、子どもを見る目もより確かになる
- ・シフトの組み方や勤務時間、休暇の取り方等、大きく改善された
- ・幼保の保育者の保育の仕方が、相互に刺激となる
- ・幼保間の交流により、異なる環境に身を置くことで、社会人としての経験を積める
- ・園児の確保ができ、雇用の面で安心感が得られる
- ・資質向上のための研修の機会が増えた
- ・教育に熱心な保護者と協力でき、やりがいを感じる

③保護者にとって良かったこと

- ・質的に、より向上した就学前教育を受けさせることができる
- ・下の子どもも早く入園させられ、同じ園に通わせ出来るようになった
- ・就労に関係なく（出産、求職中でも）安定した保育環境の提供が受けられる
- ・長時間の保育にも対応するようになったため、預けやすくなり選択肢が広がった
- ・自園給食になり、食育・アレルギーの対応が可能になった
- ・幼稚園の預かり以外にも保育園の一時保育が利用できるようになった
- ・子育て支援の場が確保され充実して利用できる、子育て不安の解消につながる
- ・保育所児は保育料が安くなった（給食、延長など費用面で助かる）
- ・保育士と一緒に子どもの望ましい発達が期待できる

④地域にとって良かったこと（行政との関係を含む）

- ・地域の待機児童解消のニーズに応えることができた
- ・子育て支援に役立ち、地域との関わりが強くなった
- ・機能の一つ、未就園児に対する子育て支援事業は、地域の方々の利用も多く、高評価を受けている
- ・子育て支援事業を行うことにより、幼稚園をより理解してもらえるようになった
- ・幼稚園所管の県だけでなく、市町村との連携が多くなった
- ・公立の保育所が多い地域では、民間の施設ができることにより市の財政負担が減る
- ・0～就学前の教育を受けることができ、地域の教育力を高めることができる
- ・仕事の有無にかかわらず幼稚園、保育園入園の選択肢が広がった
- ・女性の社会進出がしやすくなり、地域において労働力を確保できる

問9、認定こども園をめぐる問題点について

①子どもについての問題点

- ・長時間保育児と短時間保育児の活動時間が異なるため保育内容や行事不都合が生じる
- ・保育に欠けない時間でも預けることが日常的になり、施設にいる時間が長くなる
- ・保育時間が長くなった分、親（母）子の触れ合う時間が減り、家庭の教育力の低下が心配
- ・幼稚園児の降園時間と保育園児の午睡時間の重なり不自由
- ・保育・養護・教育が混在していて落ち着かない

②保育者についての問題点

- ・幼保の職員が一緒の時間（会議、研修等）を共有できない
- ・勤務体制の違い、働き方の違いの相互理解が難しい
- ・幼保の職員の、クラス運営における主導の在り方
- ・幼と保で子どもの姿の捉え方が違うので、連携が困難
- ・幼稚園のカリキュラムに保育園は添えない
- ・幼と保では、行事への取り組みや個人記録の取り方も違う
- ・保育園部分では、子どもの入園時期が不定（クラス集団に対する意識の違い）
- ・保護者の、様々な就労形態・生活にあわせるのに苦労（参観や家庭訪問等）
- ・行事への参加が限られてしまい、参加できない親たちとの交流ができない
- ・子どもが遅くまでいるので、書類の作成等の負担が多くなった
- ・事務的にはまだ文科省と厚労省の2本立て・縦割りなので、現場は大変煩雑
- ・幼保で共済や退職金財団が異なり、継続や移動が難しい
- ・幼と保で待遇の格差がある（同じ仕事なのに格差があるということも）
- ・夏休みをとれる幼稚園職員と、とれない保育園職員の確執があった
- ・降園後の幼稚園職員の働き方と保育園職員の勤務の公正さを確保するのが困難

③保護者についての問題点

- ・認定こども園でも幼保で保護者負担に差がある
- ・認定こども園でも認可保育所と認可外保育所があるということがわからない
- ・生活スタイル、リズムの違い。価値観の違い。保護者会の運営においても時間が合わない

- ・3歳から幼稚園なので、保育料が高くなる人は他の保育園に転園してしまう
- ・子どもの体調が悪いにもかかわらず預けようとする。子育てを楽しめていない親が増えているような感じが見受けられる
- ・子育て支援の充実（延長保育、長期休業中の保育）が親の就労の助長につながる
- ・認定こども園は保育園的印象があり、幼稚園としての教育力が落ちるのではないかとイメージを持つ方がいる
- ・保育料の差で選ぶ親がいる。幼稚園から保育園へ動こうという意図が見られる

④地域についての問題点（行政との関係を含む）

- ・認定こども園が地域にも、行政にもあまり理解されていない
- ・幼、保の所管の違いから行政に理解度がなく、好意的でない面がある
- ・幼稚園型では保育に欠ける子のみ補助があり、専業主婦の家庭は対象にならない
- ・幼保連携型にしたいが行政の認可が取れない
- ・所管の違いから2重の書類を作成するため、量の多さ煩雑さがある
- ・行政、経理が分類されているので難しい。二元行政は運営を複雑にしている
- ・保育園の機能を充実させて、幼稚園の機能が薄くなってしまう危険を感じる
- ・こども園で過ごす時間が長いため、親子で地域と触れ合う機会が少なく心配である
- ・大人数になってきたので園外保育で先方に迷惑をかけたり、制限が出てきたりする

問10、園を経営する上での課題や問題点

（1）二重行政による問題点

- ・事務処理および行政の窓口の統一化が必要
- ・幼稚園、保育園、こども園の3種類の書類があり、事務が複雑になった
- ・補助金、公文書、経理が県・市それぞれ必要で、事務処理量が増大した
- ・福利厚生（社会保険、退職金など）の一元化が必要
- ・監査は3か所から受け、それぞれに指摘を受け、3倍の苦労がある

（2）会計処理

- ・運営費が幼保別々であり、教材費等按分する作業に時間がかかる
- ・運営費の仕分け（人件費、施設費など）が大変、煩雑である
- ・同一法人で別な会計、経理は不自然でやりづらい
- ・各種の予算設定、備品等の購入にあたって、事務手続きが煩雑
- ・学校法人会計と社会福祉法人会計で大きく違い、行政との間で問題があった
- ・幼保における経費負担に問題 幼稚園の施設を利用しているが、その経費を保育園からとることが容認されていない
- ・保育園のお金が学園（幼稚園）に使えない

（3）補助金、収支面

- ・園舎の増改築による費用負担の増加
- ・保育園の収支が赤字になりどうしていいかわからない 幼稚園で借り入れたお金を保育園のほうに回している

- ・煩雑で膨大な事務作業を処理していくための補助がない
- ・保育園は1日の生活の場なので、幼稚園より設備が必要になり資金がいる
- ・養護や就労支援の分野が広がり、人的配置により財源不足が発生
- ・子育て支援に対する公的助成がほとんどない
- ・幼保の運営費の格差が大きく、今後、職員給与の格差が問題になる

(4) 人材確保、勤務体制

- ・保育園側の配置基準が厳しすぎる、人員が確保できない
- ・早朝から夜8時までの長時間保育ということで、人員の確保が困難
- ・求人難（パート保育士）
- ・休日の職員確保等で頭を痛めることも多い
- ・職員の勤務時間帯や諸条件等の違いなどから勤務体制が複雑である
- ・教職員の待遇改善と格差是正
- ・行事や職員研修が土曜日になることが多く、職員の休みの確保が難しい
- ・幼保全員での教職員会議、研修ができないなどコンセンサスがとりにくい
- ・就業時間のズレによる職員間の弊害や責任者の勤務時間
- ・土曜日も保育しているため、勤務シフトの調整が大変である
- ・保育園籍の保育者は0～5歳児クラスを担当できるが、幼稚園籍の保育者は保育士資格を持っていても0～2歳児を担当できない
- ・幼・保の就業規則、勤務体制、給与体系の統一が難しい

(5) 仕事量

- ・事務量が膨大で負担が大きい
- ・園児募集、保育料の徴収、公的な提出書類など保育以外の仕事が増えた
- ・認定こども園になり新たな事業が増えた
- ・会計が二つになり、煩雑で事務量が多すぎる
- ・職員が増え、勤務体制も複雑化して忙しくなった
- ・小規模のため、一人ひとりの教職員にかかる仕事の負担が重くのしかかる

(6) 保護者への対応、保護者同士の関係

- ・いろいろな立場の保護者に対応していく必要があり、きめ細かい研修が必要
- ・保護者あての手紙を出す時、幼稚園向き保育所向きの内容が異なり、難しい
- ・保護者会の活動やボランティアを行う時、どうしても幼稚園の保護者に偏る
- ・行事などは平日の昼間になることが多く、働く保護者にとって大変でないか
- ・登園、降園時間の違いから、保護者同士のコミュニケーションがとりにくい
- ・幼・保の保護者の間で、子育てに対する意識の違い（保のほうが意識が低い）

(7) その他

- ・認定こども園が設定された理想と現実のギャップはあまりにも大きすぎる
- ・幼稚園型の未満児保育園も認可保育園に移行しないと、保護者にも業界からも支持されない
- ・幼稚園児と保育園機能部分の兄弟がそろってバスに乗ることができないため、上はバス、下は送迎と負担が大きい

- ・制度自体の未熟さ、私学共済と社会保険および退職金共済の違いなどから幼稚園と保育園の人事交流を活発に行うことができない
- ・保育園のほうが規制が厳しい気がする
- ・幼稚園の園児募集と保育園の入所選考（市で行う）の違い
- ・親の就労にかかわらず預けられるという認定こども園の理想が、幼保連携型保育園では無視される
- ・質の高い幼児教育を維持するためにも保護者が選択できる幼保連携型の認定こども園は必要

※上記に挙げた課題や問題点が都道府県、市町村で異なるため全てが共通の認識とは限らない

（8）運営費の補助について

- 幼保連携型認定こども園には保育所認可があるので、保育所運営費より補助がある
 - ①10～19人 小規模保育単価×75% ②20～30人 小規模保育単価×75%
 - ③31～59人 保育単価×75% ④60人以上 保育単価×100%
- ※幼稚園定員とは合算せず、保育所単体の定員区分による。
(幼稚園定員と合算して計算した方が高い単価になる場合は、合算した定員による 運営費の支弁も認める。)
- 幼稚園型認定こども園には保育所認可がないため、安心こども基金より補助がある
 - ①4歳以上児12,000円 ②3歳児15,000円 ③1・2歳児39,000円
 - ④乳児72,000円

（平成23年10月現在）

(幼稚園型)

「 安心こども基金 」について

- ・ 幼稚園型の認定こども園の場合、認可外保育施設を設置することになるが、その保育室の面積や設備(沐浴設備等)、人的な配置は認可保育所と全く同じ基準で合わせなければならないが、補助金だけは認可保育所の半額というのは少し違和感がある。そして、認定こども園は保育に欠ける、かけないは関係なく受け入れる施設とうたっているが、補助対象は保育に欠ける子どもの分のみというのも財政的に厳しい面があると感じている。
(宮崎県)
- ・ 幼稚園型の場合、保育に欠けない子どもは対象経費から外される点。ハーダルは認可保育所並みに求められるが、(安心こども基金の)事業費、運営費は実質半額以下ということでは長続きしないのではないか。保育に欠けない子どもにも何らかの予算措置をするべきである。法人格を持って運営しているのに、認可外保育所として扱われることはどういうことが。
(宮崎県)
- ・ 行政は管理・支援する認可保育所と競合するため、認定こども園(幼稚園型)には非協力的で、安心こども基金の補助事業も認めず、幼児教育への理解も全くなかった。運営資金なしでは成り立たない。国の制度設計が根本的に間違っている。
(宮崎県)
- ・ 保育所に比べて自治体による補助が薄いため、認定こども園の保育園に関しては赤字である。安心こども基金を甲州市が平成23年3月いっぱい打ち切ったため、保育園を運営することによる持ち出しが発生している。厨房等の設備も充実したいところであるが、補助金の見通しが立たないようでは事業を発展させるどころか、認定こども園としての継続も難しい。
(山梨県)
- ・ 認可保育園対応の保育施設改造に負担大(例、調理室・調理施設・ほふく室など)。
(山口県)
- ・ 日田市は市長をはじめ市との関係が非常によく、市単費での幼稚園型認定こども園施設整備補助金(1園、1300万円 2分の1補助)が創設されるなど、幼稚園に対する厚い支援が見られた。しかし、7月の市長選で現職が敗れたため今後の幼稚園行政の大きな後退が予想され、幼稚園型認定こども園の運営費補助金が来年どうなるかわからないこと。
(大分県)
- ・ 現在、安心こども基金より保育園への財政補てんあり。来年度、これがどうなるのか。
- ・ 認可外保育所においては、認定こども園事業費補助金の期限が限られているため、経営が安定しない。
(佐賀県)
- ・ 幼稚園型認定こども園の運営補助金は安心こども基金の流れからの補助しかなく、市町村の賛同がない限り、全く補助がない中で運営しなければならない。市町村には私立幼稚園認定こども園幼稚園型の必要性について理解してもらえない。
(和歌山県)
鹿児島市の場合は、せっかく認定されても何ら補助がないので、やりたくてもやれない保育園です。
(鹿児島県)

(幼保連携型)

「保育園運営費単価について」

- ・ 保育園運営費の算定基礎における定員区分が、認定こども園の場合は、幼稚園と保育園の定員を合算した区分になるため、運営費が大幅に少なくなる。 (山梨県)
- ・ 保育所運営費の単価が幼稚園定員と合算したものになるため、一番低い単価になってしまふ。幼保のキャッシュフロー(資金の融通)ができないのにこのような制約を受けることは不公平。 (大阪府)
- ・ 運営費の基準が不透明。幼保連携型認定こども園の保育所運営費は75%に設定しているとか、小規模保育所(30人以下)なら100%出るとか、まったく理由がわからない。 (新潟県)
- ・ 補助金の一体化(小規模園における補助額の十分な配慮) (佐賀県)
- ・ 定員が25名であるにもかかわらず、小規模保育所に認定されないために、同じ認可保育所でありながら、保育費が25パーセントもカットされることが理解できない。定員が充足しても経営が赤字になるのは認可保育所として如何なものか。幼稚園と保育園の定員を合算しての保育単価では、独立採算で運営しろということには矛盾を感じます。 (栃木県)
- ・ 行政からの補助金が認定こども園の保育園という理由で減額の支給になっていて理解ができない。(同じ認可保育園でありながら差があるのはおかしい)
一方、認定こども園を構成する保育園の職員配置は、一般的の認可保育園の規定通りであり、認定こども園としての独自の職員構成が認められていない。 (鹿児島県)
- ・ 認定こども園の小規模保育所(40人定員)は運営費が通常の75%の支給であり、行政側にとっては都合がよいシステムである。 (長野県)
- ・ 当園は、3~5歳児限定の認可保育所と幼稚園からなる幼保連携型認定こども園であるが、3~5歳児にかかる市の保育所運営費単価は一般の保育所単価を下回って設定されており、この根拠が不明である。 (北海道)

「その他運営費にかかる意見」

- 財政的な援助や補助金が全くなく、経営上大変困難を極めた。今後、多大に支援をしていただきたい。
(石川県)
- 認定こども園に義務付けられている園庭解放・子育て支援事業について特別の補助金制度がない(幼稚園の行う子育て支援の従来からの補助金のみ)
上記を実施するための施設補助もなかった。
(埼玉県)
- 経済的な直接のメリットがない。財政支援がないうえに職員の人工費がかさんで経済的
メリットはない。
(愛媛県)
- 同じ子どもなのに幼稚園と保育園では子ども一人あたりの補助金に開きがありすぎるこ
とがよくわかります。この国の大切な子どもに違いはないのですから、同じようにしてほ
しいと思います。
(佐賀県)
- 幼稚園と保育所の運営費補助金の格差が大きく、今後、幼稚園と保育所の給与格差が問
題になる恐れがある。
(秋田県)

「 認可およびその他補助金について 」

- ・ 「こども園を運営すると赤字になる」ではいけないと思います。県が認定する以上は、何らかの財政支援をしてほしい。ぎりぎりの予算で幼稚園を経営している幼稚園にとっては、こども園の認定はとっても、運営はしないほうがよいのではないかとも思える。

(大分県)

- ・ 行政(市)の認可がされることが急務です。

・人件費に対する経費の負担

・施設、設備の経費の負担

特にこの2点については補助金がなければ積極的な運営はできません。

(大分県)

- ・ 3歳未満児に対する就園奨励費がないため、保護者負担大。

認可外施設という中途半端な不安定な状態でなく、1日も早く認可していただきたい。

学校法人立幼稚園が経営する認定こども園です。きちんとした施設となるように整備をしていただきたい。保護者の安心・安全のために…

(大分県)

- ・ 当初から幼保連携型を希望したが実現しなかった。幼稚園型なので行政からの措置費はなく、1回目の決算を終えた結果、大幅な支出増となった。市または県からの助成をお願いしたい。

(新潟県)

- ・ 幼稚園型は保育園部門の補助金が0であり、大変厳しい経営である。しかし、地域の中で園児を確保して幼稚園を存続するために認定こども園を選択した。 認可をとる際に、幼稚園型でも施設・設備には幼保連携型と同等の検査を受ける必要があつたし、保育内容・活動も保育と教育を併せ持つ指導計画を作り進めているにもかかわらず、『認可外保育施設』と位置付けられていて、スポーツ振興センターの災害共済にも加入できなかつたのは非常に残念である。 認可されている幼稚園がベースであり、保育所の基準も満たしている施設には、従来の認可外保育所と同じ区分けをされてしまうのは納得がいかない。改善してもらいたい。

(新潟県)

- ・ 保育所機能を果たしながら、行政からは保育所に対すると同等の支援を受けられない。

(高知県)

- ・ 当園は満3歳児入園までの2歳児保育ととらえている。あくまで幼稚園主体で経営を考えていきたいとき、保育園の基準(給食・保育士の数)は厳しすぎる。

(高知県)

- ・ 幼稚園型認定こども園時代(平成20年4月～平成23年3月)は、1・2歳児の保育所設置基準をクリアーするために準備した調理室の設備・ランニングコストが膨大にかかったが、認可外ということで補助対象とならず、幼稚園から運営費を流用せざるを得なく、収支バランスが非常に悪かつた。

(福島県)

- ・ 食育に関わる給食費また栄養士、調理に対する助成が全くないのに等しい状況である。

認可外保育施設・保育士にかかる助成が全くない。

(長崎県)

- ・ 保護者にとって認可保育園と同じくらいの補助金があれば経済的負担が少なくて済むと思われる。同じ乳幼児を預ける人たちの負担が等しくなるようにと願っている。
 (佐賀県)
- ・ 経営上の観点からすると、認可外保育施設と認可保育施設の取り扱いの差が著しいと感じる。安定経営を考えたうえで、なおかつ認定こども園として恒久的に存続させるには、国をはじめとする行政の方々には認可・認可外の区別のない対応を願っています。
 (群馬県)
- ・ 幼稚園型(認可外保育施設直列型)として認定されたが、制度的には中途半端である。分かったことは、いろいろなことが複雑で大変であるということ。会計についてはすべて幼稚園と保育園に分けるが、結局、最後には保育園部分が大きな赤字なので、併せて考えざるを得ない。会計事務所への支払いは以前の1.5倍になった。
 認可外保育所(1,2歳児 定員20名)については希望者が多く、断るのに苦労している。
 良かったことはなし、制度の行方を見守りたい。
 (群馬県)
- ・ やはり、中身を時間かけて練らない前に外側の制度だけが先行し、あとは現場任せというのは行政のやるべき姿ではないと感じる。しかも認可外施設の場合は、1円の補助もなく、当園では現在の計算で、年300万近くの赤字が予想される。これで地域に吹聴しても、反感を買ってしまう。似て非なるものを待機児童解消のために定員割れ地方や地域にまで施行するのは、行政の矛盾以外の何物でもない。
 (青森県)
- ・ 県の方からは認定こども園を強く勧められるが、幼稚園型の認定こども園には補助金が出ないため、すべて幼稚園の負担となっている。地域によって、幼保連携型に移行したくてもできず、やむを得ず、幼稚園型を選択せざるを得ない場合もある。幼稚園型も補助金の対象となるとよい。
 (青森県)
- ・ 幼稚園型は市区町村の判断で補助するかどうか決定できるので、理解のあるところと理解のないところで不公平があります。同一制度同一補助の原則が守られていないところに問題があります。
 (石川県)
- ・ 認定こども園となったことで給食(外部)、保育時間の延長、保育日増、外部児童未就園児受け入れ等。細かいことを挙げればきりがないほど多岐にわたる負担は増えた。人件費もかなり増えたが、認定こども園としての補助金は全くない今まで、園児数が増えた(5/1現在で8名が長時間保育児)ことを差し引いても、負担のほうが大きいのが現状です。法人格にかかわらず、「認定こども園」と認められた園には、長時間保育児、延長保育(短時間)だけでも補助金をつけるべきではないでしょうか。
 (福岡県)
- ・ 平成19年に申請してやっと平成21年に認定された。原因是、市の保育課が受けなければ県は認定できないという理由。文部科学省幼児教育課から市の保育課を説得してもらい、2年遅れで認定がされた。幼稚園型には一切補助は行なわないというのが条件であった。預かり保育日数247日保育時間1280時間(保育者2名)に対して、認定こども園保育日数284日保育日数2474時間(保育者2名)になる。2年間の資金不足補て

ん額 18,942,000 円 この差を行政は一切埋めてくれません。

幼保連携型にしなかった最大の原因是保育園定員 30 名は給食施設利用可だが、幼稚園在籍者定員 230 名は給食施設の利用もできない。保育園児と幼稚園児とにかく保育料等の経費に大差があることを考えた。

預かり保育の更なる充実のために

平成23年9月

認定こども園対策委員会

委員長 坪井 久也

私立幼稚園における預かり保育は、文部科学省の調査によると平成9年度と比べ平成20年度は実施園数、比率ともに拡大してきており、保護者ニーズは今後も高いものと思われる。

	平成9年度	平成20年度
・預かり保育実施園数	3,861園	7,353園
・預かり保育の実施率	46.0%	88.8% となっています。

また、平成23年7月に認定こども園を運営している私立幼稚園を対象とした「認定こども園アンケート」においても、認定こども園運営上の問題点・課題の中で、以下のような意見が寄せられている。

- ① 共働き家庭の増加等により、今後、預かり保育の利用者がさらに増加する見込みであること
- ② 預かり保育の長時間化というニーズが強いこと
- ③ そのための設備面の対応、受け入れ態勢(教諭、保育士、その他資格のない方)の確保が必要であること
- ④ 幼稚園(部門)が実施する預かり保育には公的補助が少なく、幼稚園が持ち出しで負担するか、利用者(保護者)に負担をお願いするかしかなく、頭を悩ませている
- ⑤ 保育園では1日、11時間までの保育が同一料金なのに対し、幼稚園の預かり保育利用の保護者から、預かり保育の料金が徴収されることに割高感(保育所と比べ)があると感じられている。
(幼保連携型)
- ⑥ 今後、長期休業中(夏季・冬期・春季)の預かり保育や土曜日預かり保育の更なる充実というニーズは利用者の中で強くなり、認定こども園・幼稚園はその対応を求められる。
- ⑦ 認定こども園(幼稚園型)の場合、土曜日預かり保育の收支は完全に赤字である。預かり保育希望者1名でも職員3名(安全のための職員複数と給食担当者1名)が必要であるため。
(幼稚園型)

以上のことから、「預かり保育の更なる充実」のためには、預かり保育のさまざまなニーズに応えられる体制を作るため、幼稚園や保護者負担に頼るのでなく、行政による保育所並みの公的助成が必要である。例えば、子育てに対する財政支出が多いとされる東京都における、通常の預かり保育補助金に加えての、幼稚園型認定こども園に対する延長保育補助金も参考になると思われる。

問8. こども園の認定を受けて良かったことを各項目ごとにお答えください。

①子どもにとって
②保育者にとって
③保護者にとって
④地域にとって (行政との関係も含む)

認定こども園アンケート

全日本私立幼稚園連合会 認定こども園対策委員会

(平成23年7月実施)

問1.	都道府県
問2.	施設類型
問3.	施設等の名称

問4. 園児数についてお答えください。(5月1日現在)

	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児	計
保育に欠けない子							
保育に欠ける子							

問5. 施設の定員数と教職員数についてお答えください。(5月1日現在)

定員数	幼稚園施設		保育園施設	
	名	名	名	名

問6. 教職員の人事交流を毎年行いますか?(該当する項に○)

1. 行なう
2. 行なわない
3. その他

問7. 園を経営する上の課題や問題点をお教えてください。

1. ある
2. ない
3. その他

問7にに関してコメントがありますか? (該当する項に○)

※問10に関する資料等に関して関連する資料がありましたらお願いいたします。